

「徳島県地域防災計画」の修正案について

1 徳島県地域防災計画について

「災害対策基本法」に基づく本県の災害対策の基本となるものであり、防災機関がとるべき具体的事項等を定めた計画

2 計画の修正

国の防災基本計画の修正内容や、本県における直近の防災関連施策などを反映するため、必要な修正や追加を行い、県地域防災計画の進化を図るもの

3 主な修正（追加）項目

（1）初動対応力の強化

- 県災害対策本部の革新的な再構築
 - ・司令塔機能を担う災害対策本部室の常設化
- 市町村との連携による初動対応訓練の充実
 - ・DX活用による災害対応力の強化

（2）緊急輸送体制の充実・強化

- 東部防災館の新設
 - ・災害時の広域物資輸送拠点として位置づけ
 - ・関係機関との連携による防災訓練の実施
 - ・災害時を見据えた平時からの指定管理者との連携強化
- 緊急通行車両に係る標章（有効期間5年）の事前交付
- 緊急輸送道路の見直し
 - ・新規供用やラストマイル区間の道路追加等

（3）県民への適切な防災情報の発信

- 徳島県公式LINE等による発信強化
 - ・「防災情報発信マニュアル」の策定
 - ・県公式LINE等利用者の登録推進
- 要配慮者に対する多様な伝達手段の確保・整備の推進

（4）多様な主体と連携した被災者支援

- 災害中間支援組織（NPO、ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）の育成
 - ・災害ケースマネジメントを県全域で展開するための災害中間支援組織のあり方検討
- 市町村災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化
- 被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術活用